

ドローン(UAS)の活用方法について



ドローンの区分

おもちゃのドローン

ドローンレーサー

遊戯用ドローン

産業用ドローン

空撮用ドローン

運搬用ドローン

散布用ドローン

産業用ドローンの現状①

- 飛行エリアにより認可が必要
- 飛行条件が限定される
- 一般的に理解度が浅い
危険性の認識が少ない
悪者扱いが一部で有る

産業用ドローンの現状②

- 200g以上は全て産業用となる
- 限定メーカーが大きなウエイトを占める
DJIの製品が中心（他社が認可取りづらい）
簡単⇒プログラムが管理されすぎている
- 空撮用が中心と成っている
- 飛行時間が短い
動力⇒電池（重い・充電時間）
風・重量により極端な消耗

なぜ？認可が必要になったか！

- 安全認識不足による事故の発生
GPS等による安定飛行が安易にできる
墜落認識が浅い
電池で飛行時間が短い
- 比較的安価に購入可能
- 空撮中心飛行
都市部上空の飛行が多い
イベント会場上空が多い(人混みの上空)

認可の申請の付いて

- 安全面を最優先で確認
保険に加入していること
パイロットの技術確認
(責任を取る機関・人物を表記)
- 飛行内容の管理
3か月ごとに飛行状況の場所・時間・状況・
パイロットの詳細報告が必要。

国空航第 808 号
国空機第 549 号

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

株式会社 両毛
代表取締役 熊谷 章義 殿

平成 29 年 3 月 29 日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第 132 条ただし書及び第 132 条の 2 ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許 可 及 び 承 認 事 項： 航空法第 132 条第 2 号
航空法第 132 条の 2 第 2 号及び第 3 号

許 可 等 の 期 間： 平成 29 年 4 月 25 日から平成 30 年 3 月 31 日

無 人 航 空 機： DJI 社製 PHANTOM4

無人航空機を飛行させる者： 熊谷 章義

飛 行 の 経 路： 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る。）

条 件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・許可等の期間において 3 ヶ月ごと及び許可期間終了後に、飛行実績を報告すること。

平成 29 年 4 月 25 日

国土交通大臣 石井 啓



ライセンス（飛行技能認定）

- DJIを中心として組織化して認定証がある
- 国家試験は無い
- 講義及び試験内容

座学が中心 マルチコプターの概念・気象・電波・法律（航空法・電波法が中心）・安全基準 特に墜落するので安全を重視、危険時は墜落させる。保険必修。

操縦（実務） 超初心者レベルの確認

dji CAMP

CERTIFICATION

dji SPECIALIST

熊谷 章義 殿

認証番号 30000182
発行年月日 2016年10月20日
有効期限 2018年10月19日
認定者番号 20000004

上の者は、DJI CAMP技能認定の合格者であることを証します。
DJI JAPAN 株式会社 DJI CAMP 運営事務局



呉 翔
DJI JAPAN 株式会社 代表取締役

dji CAMP

技能認定証明書

DJI SPECIALIST

熊谷 章義

認証番号 30000182
発行年月日 2016年10月20日
有効期限 2018年10月19日
認定者番号 20000004



上の者は、DJI CAMP技能認定の合格者であることを証します。
DJI JAPAN 株式会社 DJI CAMP 運営事務局

ドローンの今後

- 空撮

現状、活躍の中心

- 運搬

重量・気象条件により変化する。

パターンのな物は実務化？

- 散布

パターンのな為、活用が多様化する。

RCへりに変わる。